

第5編

健康・福祉

- 第1章 生涯を通じた健康づくりを促進するために
- 第2章 “ひと”と“ひと”が支え合う社会をつくるために

第5編 健康・福祉

～支え合い 健やかに ^{ひとひと}女男いきいき^{*}～

重点的な取組

①病気予防への取組と医療提供体制の確立

健康寿命を向上させ、豊かな人生を送るために、あらゆる年齢層に応じた病気予防体制を整えていきます。また、不足している医療従事者の安定的な確保や、中核的医療機関と診療所等との機能分担による医療提供体制の構築を図るため、近隣の市町村等と連携して関係機関へ働き掛けるなど、地域医療の確保に向けた取組を進めます。更に、差し迫った重要な課題である周産期医療の在り方の検討を進め、「安全で安心してお産ができる」環境の整備に取り組めます。

②安心して子育てができる環境整備

地域の少子化傾向に歯止めをかけることや、子どもたちの健やかな成長は、地域社会の活力の維持や発展のために不可欠です。仕事と子育てを両立し、安心して子どもを生育させることができるような環境整備を進めます。また、核家族化の進行や生活様式の変化を背景とした子育て支援要望の多様化に対処するため、子育て支援センターや放課後児童クラブ等の充実を図ります。

③高齢者や障害者がいきいきとした生活を送れる体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる環境整備を進めるとともに、いきいきといつまでも健康で過ごせるよう、効果的な介護予防活動に取り組めます。また、障害を持つ人など社会的に弱者とされる人々の就業の機会やコミュニティ活動へ参加する機会を作り出していきます。更に、高齢者や障害者が地域でともに生活していくため、地域福祉計画に基づき、住民の参加と協働による福祉のまちづくりに取り組めます。

④人権の尊重と男女共同参画の推進

人権教育及び人権啓発活動を積極的に展開するとともに、女性と男性が互いに人権を尊重し合い、能力を発揮できる機会を確保するため、意識改革や、社会制度及び慣行の見直しの啓発など、男女共同参画の取組を推進します。

^{ひとひと}※女男いきいき…男女が性別によって不当に差別されることなく、一人のひととして個性と能力が発揮できる社会を目指すという考え方を表している。このような考え方を短い言葉で伝える必要のある男女共同参画啓発のためのキャッチフレーズ、広報、計画、イベントなどでは、「女と男(または男と女)」と書いて「ひとひと」と読ませる用法が広く用いられており、本編においても、男女共同参画の考え方をキャッチフレーズの一部として盛り込むために、「女男」と書き「ひとひと」と表現している。

第1章 生涯を通じた健康づくりを促進するために

第1節 健やかなライフスタイルを形成する

■現状と課題

- 1 各地域では、母子保健事業や生活習慣病対策等各種事業を推進してきました。今後、全市一体となった保健事業を展開し、市民の健康増進を図る必要があるため、拠点となる位置付けの施設が必要です。
- 2 少子化が進む中、妊婦の健康相談、新生児訪問を充実し、安心して子どもを産み育てるための環境の整備を進めてきましたが、産後うつ病や育児不安を抱える母親が増加する傾向にあります。そうしたことから、妊娠、出産、子育てについて、父親をはじめ、妊婦を取り巻くすべての人の意識を高め、役割分担をしながら、母親が安心して育児にかかわれる環境づくりが必要です。また、両親学級や健診、新生児訪問等の充実を図り、地域とともに子育て支援を一層進めていく必要があります。
- 3 低年齢からテレビやビデオ等を長時間見るとは、映像からの一方的な刺激のみになりやすく、親子（人間）関係の中での会話や遊びを通して意思の疎通を図る実体験が少なくなりがちです。また、子どもの言語の獲得や人とのかわり方など、社会性の発達に悪影響を及ぼす可能性があります。
- 4 過度のストレスが原因となり、心の病気を引き起こしたり、社会情勢によるストレスから自殺する人が増加しています。ストレスの上手な対処方法と正しい知識の普及、心の健康づくりをテーマとした講演会等を通し、うつ病対策を推進する必要があります。
- 5 ひきこもりの当事者が集まり、話し合い、活動できるワンステップ広場やその家族を支える家族会があります。今後、全市的に拡大し、充実させていく必要があります。
- 6 精神障害者に対し、家族や地域社会が互いに支え合い、生活できるよう、精神疾患の正しい知識を普及し理解を深める必要があります。
- 7 乳幼児や学齢期のう歯（むし歯）保有率は、横ばい若しくは減少傾向ですが、青年期から高齢期にかけての歯周疾患罹患者の割合は高くなっています。今後、全地域で歯周疾患検診を実施するとともに、現在対象となっている40歳・50歳以外への対象の拡大が必要です。
- 8 基本健康診査や各種がん健診を実施していますが、生活習慣に起因する疾病の罹患率、死亡割合が依然として高い状況です。今後、更に、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、成人検診の受診機会の拡大、検診内容の充実を図り、受診率を向上させる必要があります。また、各種健康づくり事業を充実させ、生活習慣病予防対策を推進する必要があります。



歯科検診

9 感染症対策では、予防接種や結核検診の普及、生活環境の改善により感染症が減少しました。今後継続的に、高齢者のインフルエンザや乳幼児を対象とした各種予防接種の接種率を高め、集団予防、発病又は重症化の防止、まん延予防をより推進していく必要があります。

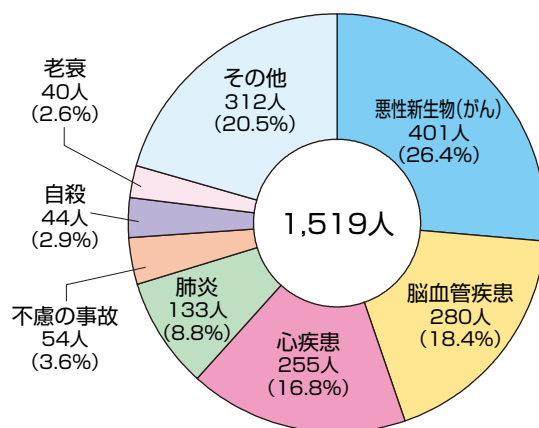
10 現在、鳥インフルエンザ等の新興感染症の発生が問題になっています。このため、人への感染を未然に防ぐ必要があります。

11 心身の疾病や障害を持って、安心して地域において生活できるようにするため、医療・保健・福祉の連携が必要です。

12 市民の健康増進の意識が高まっている中、健康づくりの普及啓発に向けたさまざまな情報発信や各種健康づくり事業等新たな健康増進機能を付加した健康増進施設を建設する必要があります。

13 健康寿命の延伸を図るために、より効果が期待できる科学的根拠に基づいた保健施策の展開が必要です。また、最近注目されているメタボリック症候群の予防のために、運動習慣を身につけるための施策の展開が必要です。

特定死因別の死亡者数(平成17年)



資料：健康推進課

■基本的な考え方

- 1 人々の生活様式が変化・多様化しているなか、健康寿命を向上させ、豊かな人生を送るために、あらゆる年齢層に応じた病気予防体制を整えていきます。
- 2 早期に病状を回復し日常生活へ復帰できるようにするため、保健、福祉、医療が連携した複合的なサービスを提供していきます。
- 3 新市内に数多くある温泉を、癒しを与える保養の場として活用します。
- 4 生涯を通じて、日常生活の中で実践しやすい、効果的な運動や健康づくりを目指します。

※メタボリック症候群…糖尿病などの生活習慣病は、内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満が大きくなっており、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか二つ以上をあわせもった状態を、メタボリック症候群（内臓脂肪症候群）という。

■施策体系

節	施策
健やかなライフスタイルを形成する	①あらゆる年齢層に応じた病気予防体制の整備
	②保健、福祉、医療の連携した複合的なサービスの提供
	③温泉と健康づくりを一体化する取組の促進
	④運動による、より効果的な健康づくりの推進

■施策の内容

①あらゆる年齢層に応じた 病気予防体制の整備

●健康づくり事業の推進体制の構築

- 少子高齢化及び多様化する保健業務に対応するため、市内全域を対象とした基幹保健センターを整備し、各地域保健センターとの連携を図りながら健康づくり事業を進めます。
- 母子保健事業や成人検診等の健診結果を総合的に把握し、保健指導の企画・立案ができるソフト面の整備を図ります。
- 「毎月21日は市民健康づくりの日」事業を通し、健康づくりに対する意識の高揚を図ります。



「毎月21日は市民健康づくりの日」事業

●母子保健事業の充実

- 命の尊さを知り、正しい性知識（避妊や性行動、感染症等）を身に付けられるよう、思春期の保健対策の強化と健康教育を関係機関と連携し進めます。
- 専門スタッフ（保健師、看護師、助産師、心理発達相談員、言語聴覚士、作業療法士、視

能訓練士）を配置し、発達支援の必要な小児やその家族に対する適切で継続的な支援を行います。

- 育児不安の強い妊産婦や産後うつ病、虐待の危険性のある母親に対し、医療機関と連携しフォロー体制をとることにより、妊婦相談や子育て支援事業の充実を図ります。また、父親など家族との共働育児がすすめられるよう両親学級を通じ啓発を図ります。
- 3歳児健診時に眼科検査を実施するなど、乳幼児健診の充実を図ります。
- ことばの相談事業（言語聴覚士による相談）等実施可能な事業については全地域に事業を展開します。
- テレビやビデオの長時間視聴が子どもの言語理解、社会性、運動能力の発達に与える影響について、知識の普及、啓発を図ります。

●精神保健の充実

- 心の健康づくりの意識を高め、正しい知識の啓発と普及活動を推進するため、講演会や心の相談など、社会的ひきこもり者への支援の充実を図ります。また、関係機関と連携し、社会復帰のための相談体制の整備に努めます。

●口腔衛生の充実

- 歯周疾患対策を推進するため、全地域で歯周疾患検診を実施するとともに、胎生期から高齢者まで、一貫し継続した歯科保健を推進し、80歳で20本の歯を保とうという「8020運動」を推進します。

●生活習慣病対策の充実

○健康への自己管理意識の啓発に努め、がん検診等個別検診の受診機会を拡大するとともに、検診内容や検診後のフォローを充実し受診率の向上を図ります。

○内臓脂肪に着目した特定健診・特定保健指導の実施に伴い、関係機関と連携し、全市的な保健指導体制の構築を図ります。

○保健師、管理栄養士、健康運動指導士及びその他専門職による各個人に適した健康教育を実施します。

○地域のリーダーとして健康推進委員の育成を図り、食生活改善推進員と協力して市民への意識啓発など事業の充実を図ります。

●感染症対策の強化

○予防接種の個別化を推進し、予防接種の機会を拡大することにより、予防接種者の増加を図ります。

○新興感染症に対する知識の普及、啓発を図ります。

②保健、福祉、医療の連携した複合的なサービスの提供

○体の機能の回復、精神的なケアを図るため、医療機関と連携し、安心して生活ができるよう訪問指導事業や健康相談事業、更には、心の健康に関する健康教育や健康相談を推進し、支援体制の充実を図ります。

③温泉と健康づくりを一体化する取組の促進

○市内に数多くある温泉を、癒しいやを与える保養の場として活用します。

○市民の健康増進の意識が高まっているなか、温泉を活用した新たな健康増進機能を付加した施設を建設します。

○療養と保養を兼ねた温泉地として歴史を持つ鹿教湯温泉を中心に、温泉を活用した各種健康づくり事業を推進します。

④運動による、より効果的な健康づくりの推進

●健康サポートカーの運行

○身近な公民館等で、健康サポートカー^{*}による健康教室を開催し、形態・筋力等の測定を実施することにより、身体活動と運動の必要性を普及します。

●ヘルスプロモーション事業^{*}等の推進

○既に科学的に実証されている、信頼性の高い運動プログラムを提供し、個人の行動変容に有効な支援となる保健施策を展開します。

●地域でのウォーキングの普及

○市内で実施するウォーキングのカレンダーを作成し、市民に周知するとともに、地域における自主組織によるウォーキングコース、マップづくりを支援します。

●関係団体との連携

○現在、上田市体育協会等と連携し、市民健康づくり事業を実施しています。今後、更に、そうした団体と連携を深め、事業の充実を図ります。



科学的に実証されている信頼性の高い運動プログラム(インターバル速歩)

※健康サポートカー…リフト付の専用車で、身長・体重・体脂肪率等の形態測定器や、握力・下肢筋力等の測定器を積載したもの

※ヘルスプロモーション事業…自らが健康に対して積極的に関心を持ち、行動を変えようとする過程での支援

第2節 安心して医療サービスが受けられる環境をつくる

■現状と課題

- 1 上小保健医療圏の医師、歯科医師及び看護師は、全国及び長野県平均値を下回っており、医療従事者の確保を図る必要があります。
- 2 上田市では、地域医療支援病院の指定を受けた国立病院機構長野病院により、一般病院や診療所の支援が行われる仕組みとなっています。市民に切れ目のない医療の提供を図るためには、医療機能の分化と連携を進め、診療所、一般病院、中核的病院等、それぞれの位置付けと役割分担の明確化が必要です。また、役割分担を機能させるため、市民への周知が必要です。
- 3 医療提供体制は、県の保健医療計画に沿って進められていますが、各地域の実情に応じた医師の配置や診療科ごとの格差をなくす効果的な誘導策を講ずるよう、関係機関に働きかける必要があります。更に、公立及び公的医療機関等による連携を図り、相互補完しながら安心できる医療サービスを提供するため、地域内の市町村等が連携して、地域医療の確保に取り組む必要があります。
- 4 救急医療体制は、在宅当番医及び救急告示医療機関が初期救急、また、病院群輪番制病院が二次救急、更に、佐久総合病院救命救急センターが三次救急に対応する医療機関として構成されています。救急患者は早急な対応が必要なことから、病院群輪番制及び小児初期救急センターの充実など、二次医療圏域内での体制整備を進めていく必要があります。
- 5 災害時の医療体制の確保のため、関係機関と医療救護の協定を結び、非常時に備えています。協定内容に基づき、平時から体制の確認・把握をしていく必要があります。



長野病院

■基本的な考え方

- 1 医療需要の増大に伴い、さまざまな医療サービスの提供が求められています。市民がいつでも安心して医療サービスを受けられることができる環境となるよう関係機関に働きかけます。
- 2 地域医療の確保と救急医療体制の維持のため、医療機関や広域連合と連携を図りながら、長野県保健医療計画に沿った取組を進めます。

■施策体系

節	施策
安心して医療サービスが受けられる環境をつくる	①医療機関の連携による安心できる医療提供体制の確立
	②地域医療確保に向けた取組
	③救急医療体制の維持・充実
	④産科医療提供体制の整備に向けた取組

■施策の内容

①医療機関の連携による安心できる医療提供体制の確立

○医師会をはじめ関係機関との連携により、地域住民が安心して医療を受けられる体制づくりを進めます。

○中核的医療機関との病病連携及び病診連携、機能分担による医療提供体制の構築のため、地域内の医療機関との協議を進めるとともに、地域連携クリティカルパスの普及に向けて働きかけます。

○医療の在り方等について、市民への周知を図ります。

②地域医療確保に向けた取組

○長野県保健医療計画に沿い、地域内の市町村等が連携して地域医療の確保に取り組めます。

○全国的な産科医師不足のなか、周産期医療の在り方の検討を進めます。

○医師及び看護師等の安定的な確保を図るため、関係機関に働きかける取組を進めます。

○財政状況の厳しいなか、公立病院等の経営健全化に努めます。

○公立・公的病院等の連携を進めます。

○地域医療確保に向け、中核的医療機関の医療充実を働きかけます。

○武石診療所の維持・充実、また、医療機関が不足している菅平地区など周辺地域の医療提供体制の確保に努めます。

③救急医療体制の維持・充実

○突発的な病気・事故に対処する応急処置能力の向上を図るため、救急医療に関する普及啓発活動、救急活動の研修を通じ、市民による応急手当の実践と意識の高揚を図ります。

○休日及び平日夜間の初期救急医療体制については、救急情報ネットワークシステムを充実し、医師会等医療機関、消防署との連携を図りながら、在宅当番医制も含め初期救急医療の確保に努めます。

○病院群輪番制の第二次救急医療体制については、上田地域広域連合と連携して充実を図ります。

○初期、第二次及び第三次の救急医療相互の連携と、医療機関及び搬送機関の連携について、効率的な体制整備を図ります。

○医師会及び信大医学部等との連携を図り、小児初期救急センターの充実に努めます。

※地域連携クリティカルパス…急性期病院から回復期病院を経て、自宅へ戻るまでの治療計画。患者や関係する医療機関で共有することにより、効率的で質の高い医療の提供と患者の安心につながる。

保健医療圏の区分及び設定及び機能

平成19年4月1日現在

区分	機能	各圏域で求められる医療の内容	医療を提供するもの	単位地域
第1次保健医療圏	住民一人ひとりの健康管理活動、日常的に多発する一般的な疾病への対応等住民の日常生活に密着した保健医療サービスが行われる区域	日常生活での軽度のけがや病気に対する初期医療（プライマリケア）	かかりつけ医	市町村
第2次保健医療圏	都市と周辺地域を一体とした広域的な日常社会生活圏で、比較的専門性の高い包括的な保健医療サービスが行われる区域	・一般的な入院医療 ・アレルギー等の専門外来医療	一般病院、専門外来を行う医療機関、地域医療支援病院（長野病院など）	上小など10圏域
第3次保健医療圏	専門性の高い保健医療機能を有し、高度特殊な保健医療サービスが行われる区域	・先進的な技術が必要とする医療 ・特殊な医療機器の使用を必要とする医療 ・発生頻度が低い疾病に関する医療 ・救急医療であって特に専門性の高い医療	特定機能病院（信大病院）、救命救急センター等（佐久総合病院など）	全県又は東・北・中・南信

救急医療体制

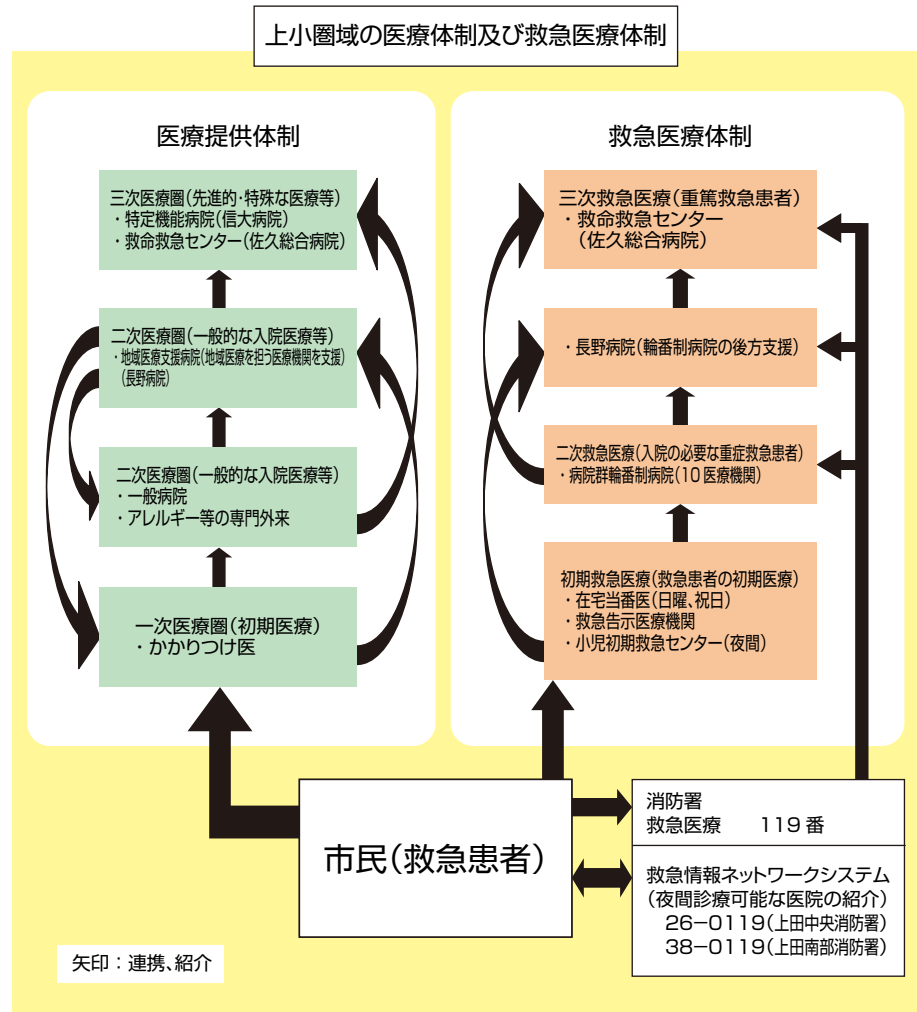
平成19年4月1日現在

区分	役割	医療機関
初期救急医療	休日又は夜間における救急患者の初期医療確保	・在宅当番医制 ・救急告示医療機関
第二次救急医療	休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療確保	・病院群輪番制病院
第三次救急医療	重篤救急患者の医療確保	・救命救急センター

④産科医療提供体制の整備に向けた取組

○公立の産科医療施設としての上田市産院の今後の在り方について、長野県、近隣市町村、他の医療機関、医療関係者等と検討を進め、地域全体の課題であるとの認識のもと「安全で安心してお産ができる」環境の整備に取り組みます。

○産科医療にかかる、医師、助産師等の看護スタッフ、施設等の限られた医療資源について、具体的な活用方法の検討を進めます。



※第四次長野県保健医療計画による機能区分を基に作成

第2章 “ひと”と“ひと”が支え合う社会をつくるために

第1節 子育てをみんなで支えていく

■現状と課題

- 1 少子化が進む一方で、核家族化の進行や就労形態の変化等により保育に対するニーズは多様化しています。このため、長時間保育・休日保育・一時保育などの特別保育の充実が求められています。
- 2 保護者の持つ子育ての不安や悩みの解消に向けて、また、親や地域での子育てを応援するため、子育て支援センター等の整備や充実が必要となっています。
- 3 子どもたちが放課後等に安心して元気に過ごす場である、児童館や放課後児童クラブ等への保護者ニーズも多様化しています。公民館等と連携し、地域ボランティアの協力も得ながら子どもたちが健やかに成長できるよう、また、保護者にとっては利用しやすいサービスが提供できるよう、施設や運営の充実を図っていく必要があります。
- 4 母子・父子家庭は増加傾向にあり、経済的、社会的及び精神的に不安定な状況に置かれがちです。これらの家庭が適時、適切な援助のもとに自立への道が開かれ、母子、父子ともに安定した生活が営めるような施策の推進が必要です。
- 5 児童虐待の早期発見や児童の適切な保護を図るため、児童虐待防止の啓発活動推進が必要となっています。

特別保育事業利用状況

(平成18年度実績)

延長保育			一時保育					休日保育				
利用者数	月平均	日平均	利用者数			月平均	日平均	利用者数			月平均	日平均
			3歳以上児	3歳未満児	計			3歳以上児	3歳未満児	計		
14,989	1,249	51	1,538	4,787	6,325	527	22	566	347	913	76	14
実施園数 30園			実施園数 8園					実施園数 3園				

資料：保育課

※延長保育の利用者数は、毎月の実利用者数の合計。一時保育・休日保育の利用者数は、年間延利用者数です。

■基本的な考え方

- 1 次世代育成支援事業を推進し、仕事と子育ての両立を支援するとともに子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望が持てる社会を目指します。
- 2 地域の中に子どもたちの元気な声が聞こえるような環境をつくり、地域社会全体での理解と広がりをもって子育てを支援する体制を築いていきます。

■施策体系

節	施策
子育てをみんなで支えていく	①子育て支援要望の多様化への対応
	②仕事と子育ての両立への支援
	③安心して子育てができるための支援
	④住民と行政の連携
	⑤地域全体で子育てを支援する体制づくり

■施策の内容

①子育て支援要望の多様化への対応

○家庭を取り巻く環境の変化などにより多様化するニーズに合わせて、特別保育などの保育サービスを充実させるとともに、地域の子育て支援拠点施設である子育て支援センターの充実を図ります。また、児童館や放課後児童クラブなどの整備による放課後児童対策の推進を図ります。

○勤務先近くの保育園を選択するなど、合併によって選択肢も広がっています。園児数の推移を考慮して、老朽化している保育園や幼稚園の改築・改修を計画的に実施します。



いつもなかよし、保育園の子どもたち

②仕事と子育ての両立への支援

○育児と就労の両立のため、乳児保育、長時間保育、一時保育、休日保育及び病児・病後児保育など保育サービスの充実と保育所、児童館等の施設整備など環境づくりの充実に努めます。

○育児休業制度が利用しやすい環境を社会全体で

整備し、就労支援の推進に努めます。

○母子家庭に対する就業支援の推進を図るため、自立支援教育訓練給付金事業の充実及び母子自立支援プログラム策定事業の実施に努めます。

③安心して子育てができるための支援

○乳幼児医療給付の充実、保育園への同時入園や多子世帯に対する保育料の軽減など経済的支援を推進します。

○障害児保育の充実を図ります。

○母子・父子家庭のさまざまな問題や悩みに対する適切な指導・助言は、将来の健全な生活基盤の糧になることから、母子相談、家庭児童相談業務の充実を図ります。

④住民と行政の連携

○子育て支援センターを中心に既存公共施設を活用し、地域との連携により、子育てに関する保健医療、福祉及び教育などの総合相談体制や子育て支援体制の充実に努めます。

○児童の健全育成と地域住民とのふれあいの場として、自然の中で活発に遊ぶことのできる場所を増設し、遊び場を確保します。

○保育園や学校などから呼びかけ、家庭や地域を巻き込みながら子育てを学ぶ機会や体制づくりを検討します。また、家庭等と連携して食育を含めた生活リズムの見直しを推進します。

⑤地域全体で子育てを支援する体制づくり

- 未就園児を含む子どもや、その保護者同士による交流活動の促進を図るとともに、子育てを地域全体で支えるため、地域住民や企業、団体等の協力を得ながら、世代間交流や郷土文化伝承活動などを積極的に取り入れた取組を推進します。
- 子育てサポーターや地域ボランティアによる子育て支援ネットワークの拡充、ファミリーサポートセンター事業・子育てひろば事業の充実など、地域社会のネットワークづくりを推進します。
- 高齢者の知識や経験を生かすことのできる環境づくりを行い、高齢者の持つ知識・技術を子ども

もの遊びにも活用し、子どもたちと高齢者の交流を図るとともに、保護者と高齢者の交流を深め、経験豊かな子育てを学ぶ機会を設けます。

- 遊び場の確保などにより子どもを野外で遊ばせることや異年齢の子ども間の交流を図り、年長の子どもの行動を学ばせることを積極的に行うよう、特に若い保護者に対する子育て等の教育の充実を図ります。
- 少子化、核家族化が進むことで保護者の育児負担が大きくなり、児童虐待を引き起こす原因の一つになっています。こうしたことにつながる前に、児童虐待防止に関する啓発活動、家庭児童相談の充実や地域全体で子育てを支援する取組など、子どもたちの健全な成長を促します。



親子とかかわる子育てサポーター

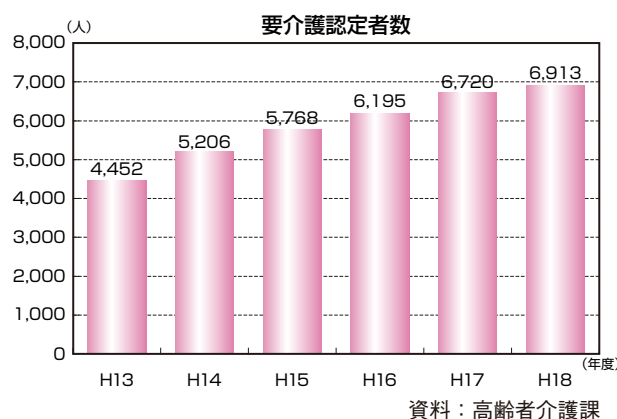
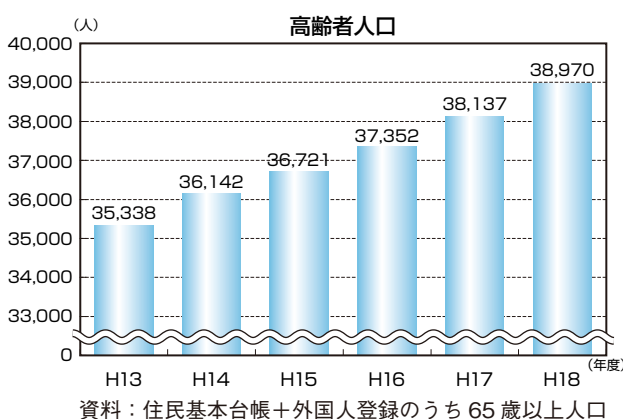
第2節 高齢者が充実した生活を送れる仕組みを整える

■現状と課題

- 1 平成19年4月1日現在上田市の高齢化率は23.3パーセントに達し、今後「団塊の世代」*が高齢期を迎えるなど急速に高齢化が進んでいます。また、平均寿命も伸び、今や人生80年の時代を迎え、長い高齢期に自分の知識や経験を社会や地域に生かせ、生きがいを持てるような支援が必要となります。
- 2 高齢化とともに核家族化が進み、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者、更に、要介護認定者や要援護者*も増加しています。このような状況のなか、住み慣れた地域で自分らしく生活

できるよう、安心して介護サービスが受けられる環境整備や、効果的な介護予防の推進を図り、自立した生活を支える仕組みづくりが必要です。

- 3 介護保険制度は、平成12年から介護を必要としている高齢者の受け皿として定着し、要介護認定者数とともに介護サービス利用者も増加しており、介護費用もこの7年間で2倍以上に増大しています。このため、超高齢社会に向け介護保険事業の適正かつ安定的な運営を図る必要があります。



■基本的な考え方

- 1 高齢者が生きがいを持ち自己実現が図られるよう、その知識や経験を生かした社会参加を促進していきます。
- 2 高齢者が住み慣れた地域で、安全かつ安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 3 高齢者が健康でいきいき生活できるよう、効果的な介護予防サービスを推進します。
- 4 高齢者が自立した生活を送ることができるよう、各種生活支援サービスの充実や介護サービスの円滑利用を促進します。
- 5 高齢者が必要なサービスを安心して利用できるよう、介護保険制度の継続に向けた介護保険事業の適正かつ安定的な運営に努めます。

*「団塊の世代」…昭和22～24年（1947～49）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代
*要援護者…介護等を必要とする者

■施策体系

節	施策
高齢者が充実した生活を送れる仕組みを整える	①高齢者の生きがいづくりの推進
	②住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備
	③新しい健康づくりとしての効果的な介護予防の推進
	④高齢者の自立に向けた生活支援の充実
	⑤介護保険事業の適正かつ安定的な運営の確保

■施策の内容

①高齢者の生きがいづくりの推進

- 長年培われた経験や技術を生かしてコミュニティ活動へ参加するといった、高齢者の生きがいづくりや自主的活動を推進します。また、そうした活動の拠点となる交流促進拠点を整備し、社会の一員としての存在感を感じられる体制づくりの支援を推進します。
- 老人クラブの活動が自主性、独創性のある魅力的なものになるよう、リーダーの育成を図る等老人クラブの活動を支援します。
- 高齢者の健康づくりや、子どもから高齢者までの幅広い世代間の交流を目指した生涯スポーツを推進します。
- 高齢者の生きがいづくりとして、技能、知識及び経験を生かしたボランティア活動の推進を図ります。
- 高齢期を元気に過ごすため、心の豊かさや生きがいを目的とした学習機会を提供するとともに、公民館等と連携し身近な地域で学習できる機会の確保に努めます。
- 高齢者が社会に欠かせない一員として生きがいを持ち活躍できるよう、就業情報の提供や雇用機会の拡大を図るとともに、高齢者の豊富な知識、技能を生かすシルバー人材センター活性化に向けた支援にも努めます。



シルバー人材センターのボランティア活動（除草作業）

②住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備

- 自治会等を単位とした、地域に根ざした主体的な福祉活動を一層推進します。また、地域住民が互いに助け合い交流することで、連帯感を保ち、福祉サービスを住民参加により自主的に推進できるよう支援します。
- 高齢者が自分らしく生活できるための総合的な相談や、高齢者の状態に応じた介護サービス、医療サービスなどが提供できる新たな地域ケア体制の整備を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるよう、地域密着型サービスの環境整備を図ります。また、介護保険事業計画に基づく、特別養護老人ホーム、老人保健施設等を計画的に整備するとともに、老後の生活が安心して営めるようにバリアフリー化した有料老人ホームや高齢者専用住宅などの「高齢者の新たな住まい」の整備も図ります。

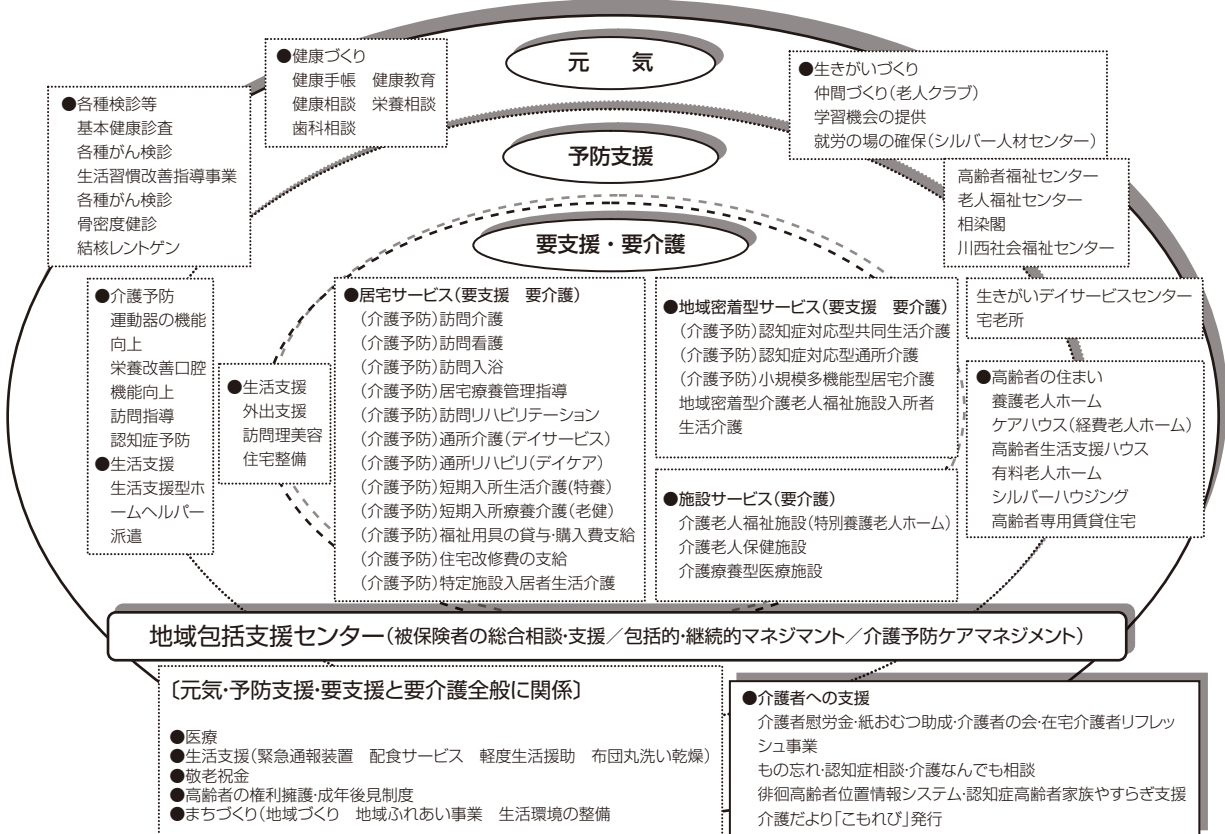
③新しい健康づくりとしての
効果的な介護予防の推進

- 高齢者がいきいきといつまでも健康に過ごすため、要支援、要介護等になるおそれのある高齢者の実態把握を行い、その結果をもとに特定高齢者^{*}に対しては、科学的な根拠に基づいた手法による一定期間の評価を実施し、効果的な介護予防事業を推進します。
- 高齢者が自主的に介護予防に対する知識を得られるよう、地域に介護予防を広めるリーダーの養成支援を行うなど、普及啓発や情報提供に努めます。また、あわせて地域の特性を生かした介護予防を支援します。

④高齢者の自立に向けた生活支援の充実

- 要介護高齢者やひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、日常生活上の援助を行う生活支援型ホームヘルプや、外出を支援するための外出支援サービスなどを実施し、身体・生活状況に応じた生活支援サービスの充実に努めます。
- 家族介護者の身体的・経済的負担を軽減するため、家庭介護者慰労金や紙おむつ代の助成など介護者への支援の充実に図ります。
- 在宅介護サービスの利用促進を図るとともに、介護保険サービスの利用に支障が生じないよう、介護保険利用料の軽減など低所得者に対する支援に努めます。

●高齢者保健福祉事業体系図



※特定高齢者…要介護等になるおそれのある高齢者

⑤介護保険事業の適正かつ安定的な 運営の確保

- 高齢者の保健福祉を取り巻く社会の動向や各種制度の変化に対応するため、介護保険運営協議会の提言等を尊重し、介護保険事業運営の点検体制の確保に努めます。
- 地域住民が身近なところで必要な人に必要なサービスが受けられるよう、介護保険サービス基盤の計画的な整備に努めます。
- 良質な介護保険サービスの提供が行われるよう、サービス事業者に対して研修や適切な情報提供を行うとともに、介護保険適正化事業の推進により、サービスの質の確保と向上を図ります。
- 利用者が適切な介護保険サービスを受けられるよう、利用者をはじめ住民全般を対象に介護保険制度の周知や普及を図ります。

- 介護保険の適切な利用促進のため、広域連合で行われている介護認定の適正な確保に努めます。
- 介護保険財政が健全かつ安定的に継続できるよう、介護保険料の収納率向上を目指した環境整備を進め、介護保険事業の効率的な運営に努めます。



外出支援サービス

第3節 障害者が自立した生活を送れる体制をつくる

■現状と課題

- 1 少子化や核家族化等により、家庭における介護力の低下が見られることから、自治会等の身近な地域での福祉活動が必要です。
- 2 ボランティアセンターへの登録者数は年々増加傾向にあり、市では毎年、手話通訳者、点字奉仕員等の養成講座を開催し、より専門的なボランティア養成を目指しています。また、こうしたボランティアの活動機会を増やすためのコーディネートと、新規ボランティア掘り起こしのための啓発活動が必要です。
- 3 ノーマライゼーション^{*}理念に対する市民意識は高いものの、依然として障害者に対する差別や偏見などの障壁（バリア）が存在しており、啓発活動のほか、学齢期前からの福祉教育の充実が必要です。
- 4 長野労働局公表による平成18年6月1日現在における障害者の雇用状況は、民間企業での実雇用率が長野県で1.67パーセントと、全国平均の1.52パーセントを若干上回るものの依然として低い水準となっています。また、法定雇用率達成企業も53.0パーセントに留まっていることから、公共職業安定所を中心とした関係機関による障害者の雇用に対する取組が必要です。
- 5 一般就労に移行できない障害者の就労機会を確保するため、地域活動支援センター等の福祉的就労の場が求められています。
- 6 在宅の障害者が積極的に社会参加できるように、市では、視覚障害者に対するガイドヘルプ等の移動支援、聴覚障害者に対する手話通訳者の派遣、障害者の日中活動の場の確保等の事業を行っていますが、より一層の充実が必要です。
- 7 障害者自立支援法の施行により、今後、障害者施設や精神科病院から地域社会へ移行する障害者の増加が見込まれるため、グループホーム等の生活基盤の整備が急務です。
- 8 障害者が安全で利用しやすい建築物（公共施設等）や道路の整備等が行われていますが、より一層の充実が必要です。

■基本的な考え方

- 1 障害者が自立して生きがいを持ちながら、いきいきと健やかに暮らすことができる社会の形成を目指し、障害者基本計画に基づく福祉施策を推進します。
- 2 障害を持つ人など社会的に弱者とされる人々が、ノーマライゼーションの理念のもとに、物理的・意識上のさまざまな障壁を取り除きながら、就業の機会やコミュニティ活動へ参加する機会を作り出していきます。
- 3 安全な住環境などの整備を促進しながら、障害者が自立できる社会を構築していきます。

※ノーマライゼーション理念…障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念

■施策体系

節	施策
障害者が自立した生活を送れる体制をつくる	①地域社会やボランティア活動などによる支え合い
	②社会参加を積極的に推進する体制づくり
	③物理的・意識上のさまざまな障壁の除去
	④就業の機会やコミュニティ活動へ参加する機会の創出
	⑤安全な住環境の整備促進

■施策の内容

①地域社会やボランティア活動などによる支え合い

○ボランティアに関する情報提供や啓発活動などを通じて、市民だれもがボランティア活動に参加できる環境づくりに努めます。

○ボランティアコーディネーターを中心にボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティアのネットワーク化と活動情報の収集・提供を行うとともに、地域単位のボランティア活動に対する支援を進めます。



ボランティア養成講座

○手話通訳者やガイドヘルパー等の派遣、補助犬の貸与、自動車改造・運転免許取得助成、福祉車両の貸出し等の障害者のニーズに対応した施策を推進し、生活圏の拡大や社会参加の促進を図ります。

○手話通訳者、点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記者の養成講座を開催し、専門的知識を有する奉仕員の養成を図ります。

③物理的・意識上のさまざまな障壁の除去

○ノーマライゼーションの理念を更に浸透させるため、啓発・広報を行います。

○福祉施設の訪問やボランティアなどの体験、福祉教育などを通じて、子供たちの思いやりの心を育て、ボランティア活動への参加を促進します。

④就業の機会やコミュニティ活動へ参加する機会の創出

○公共職業安定所、上小圏域障害者総合支援センター等の関係機関との連携により、障害者雇用を促進します。

○福祉的就労の場や日中活動の場である地域活動支援センター、憩いの家等の運営を支援します。

○市民ふれあい広場、障害者スポーツ大会等の機会を利用して、障害者と健常者とのふれあいや障害者に対する理解を促進します。

②社会参加を積極的に推進する体制づくり

○障害者や家族からのさまざまな相談に応じ、必要な情報や助言を提供する相談支援事業の充実を図ります。

⑤安全な住環境の整備促進

- 障害者自立支援法の施行に伴い、障害者の地域移行（施設・病院から地域へ）が進められるため、移行先であるグループホーム・ケアホーム等の施設を整備します。
- 道路や駅・デパート・医療機関等の公共的施設については、安全で利用がしやすいよう、段差解消、歩道拡幅、点字ブロック設置、自動ドア化、スロープ化等のバリアフリーを推進します。
- 在宅での生活の利便性を確保するため、障害者対応の住宅改修に対し助成します。



障害者スポーツ大会

障害者数

平成 19 年 3 月 31 日現在

上田市人口	身体障害者（児）		知的障害者（児）		精神障害者	
	人数（人）	率（人口千人対）	人数（人）	率（人口千人対）	人数（人）	率（人口千人対）
167,325	6,553	39.2	1,111	6.6	590	3.5

資料：福祉課

- ※上田市人口は平成 19 年 4 月 1 日現在住民基本台帳人口（外国人登録者を含む）
- ※身体障害者（児）数は、平成 19 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳の所持者数
- ※知的障害者（児）数は、平成 19 年 3 月 31 日現在の療育手帳の所持者数
- ※精神障害者数は、平成 19 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数

第4節 一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する

■現状と課題

- 1 部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者及び外国人等に対する人権侵害が発生しています。また、同和問題については、各種対策事業を積極的に推進してきた結果、地域の生活環境は大幅に改善されています。
- 2 偏見や差別意識は、今までの取組や市民の努力等によって解消に向かっていますが依然として残っており、課題となっています。
- 3 あらゆる差別を解消し、市民の基本的人権が守られる社会を実現するため、学校、地域社会及び企業における人権教育を中心に施策を展開する必要があります。また、「上田市人権尊重のまちづくり条例」の制定を踏まえ、さまざまな場や機会をとらえた教育・啓発活動を関係機関、組織等と連携して、積極的に推進する必要があります。
- 4 男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」や、働く人が性別にかかわらず能力を十分発揮することができる環境整備のための「改正男女雇用機会均等法」を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指し更に意識を高めていく必要があります。
- 5 「男女共同参画社会基本法」に基づき、男性も女性もともに認め合い責任を担い合う男女共同参画社会の実現を目指し、「上田市男女共同参画推進条例」の制定及び「上田市男女共同参画計画」の策定を行い、さまざまな施策の取組を進めています。
- 6 男女共同参画について市民の自主的な活動や学習、情報収集・発信等ができ、交流が図れる拠点として、平成18年に上田市男女共同参画センターを設置しました。しかし、依然として性別で役割を固定的にとらえる意識は根強く、意思決定をする場への女性の参画が不十分な状況等多くの課題が残っています。
- 7 女性の社会参画を促進していくためには、社会制度や慣行の見直しを図るとともに男女の意識改革が重要です。
- 8 子育てや介護についても、男女が共同して家族としての責任を果たし、地域社会で支えていく体制づくりが求められています。



条例施行記念講演会

■基本的な考え方

- 1 一人ひとりの人権が尊重され、だれもが誇りを持って生きることができる社会を実現していきます。
- 2 女性と男性が互いに人権を尊重し合い、能力を発揮できる機会を確保します。また、子育てや家族の介護など、互いに協力しながら取り組んでいける社会を実現していきます。

■施策体系

節	施策
一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する	①すべての人の人権が尊重される平和な明るい社会の実現
	②女性と男性が互いに人権を尊重し合い、能力を発揮できる機会の確保

■施策の内容

①すべての人の人権が尊重される 平和な明るい社会の実現

●人権施策の推進

○市民の人権意識の高揚を図るため、広報をはじめ、あらゆる場を活用した、きめ細かな啓発・研修を行うとともに、上田市人権啓発推進委員会による事業に積極的に協力していきます。

○上田市人権尊重のまちづくり条例の人権施策基本方針にのっとり、人権に関する各種相談に応じる体制の整備及び充実を図ります。

●学校等における人権教育の推進

○学校での全教育活動を通じ、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の精神を養い、生きることの大切さを実感させるとともに、あらゆる人権問題を解決する意欲と実践力を身につける教育を進めます。そのために、指導内容の充実と指導方法の工夫、幼稚園・保育園から大学まで一貫性のある人権教育の推進、教職員自らの人権感覚を豊かにするための研修の充実を図ります。

●地域社会・企業等における人権教育の推進

○地域の実情に応じた人権教育が進められるよう、公民館等を中心として学習機会の提供に努めるとともに、市民組織との連携により住民主体の啓発活動を推進します。更に、上田市企業人権教育連絡会との連携により企業の自主的な研修・活動を促して人権尊重の精神を養うとともに、人権にかかわりの深い職業に従事する人などに対する研修を行います。



小グループによる人権教育研修

②女性と男性が互いに人権を尊重し合い、 能力を発揮できる機会の確保

●男女共同参画計画の推進

○男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画計画を推進します。

●男女の人権が尊重される社会の形成

○男女が性別にかかわらず、個人として能力が発揮できるようにするための意識啓発や教育、学習の充実を図ります。また、社会における制度や慣行が自由な選択を妨げることがないように、男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直しに関する啓発に努めます。

○男女間のあらゆる暴力の根絶と、生涯を通じた女性への健康支援の充実を図ります。

○相談体制を充実させ、関係機関との連携を促進します。

●女性の社会参画の推進

○性別にとらわれず個性と能力を充分発揮できるように、行政やその他の団体における政策、方針の立案及び決定の場への女性の参画促進を図ります。

○さまざまな分野で活動しようとする女性への情報提供や支援を促進します。

●家庭生活とその他の活動が両立できる環境づくり

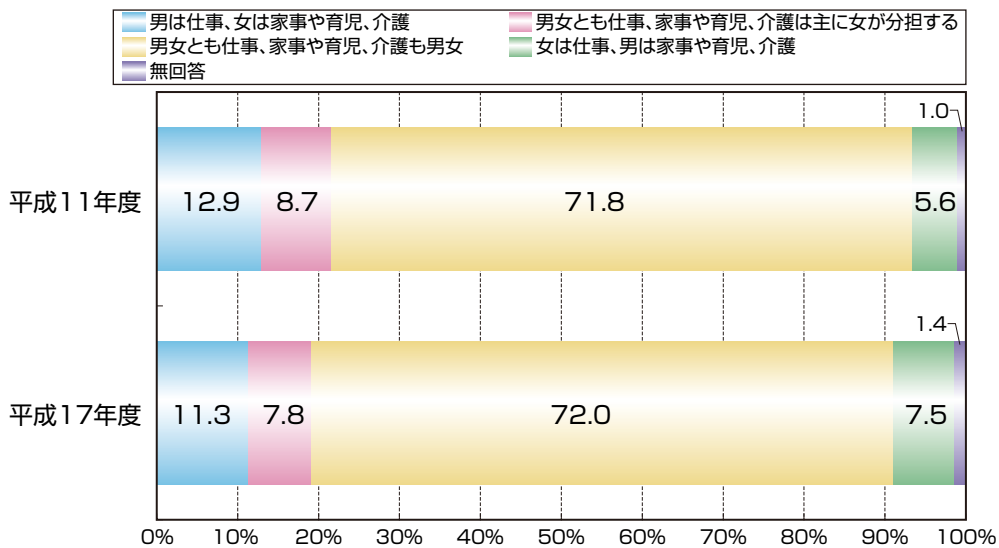
○男女が仕事、家庭及び地域等の活動に参画できる環境づくりを目指して、働きやすい環境の整備や雇用・労働条件における男女平等の推進を啓発します。

○働き方の見直しや、仕事と子育てや介護の両立ができるよう関係機関と連携します。

■男女共同参画社会に向けての意識調査から

1 調査目的	男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、新上田市男女共同参画計画策定の基礎資料とするとともに、今後の男女共同参画施策推進の参考とするため
2 実施期間	平成17年11月
3 調査対象者	新上田市全域の20歳以上70歳未満の男女1,500人
4 回答者数	707人 回収率 47.1%

問 男女の役割分担は、本来どうあるべきだと思いますか。



資料：人権男女共同参画課

第5節 社会保障制度を支える

■現状と課題

- 1 医療保険・公的年金制度は、人々が支え合う社会保障制度であり、国民生活を支える重要な柱ですが、高齢社会を迎えて、国は制度改革を進めています。
- 2 特に医療保険制度においては、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行等、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務とされています。
- 3 低所得者福祉については、生活保護制度が受給者の自立支援策の強化や、支給水準を引き下げる方向で制度見直しが進められています。
- 4 障害者自立支援法の施行や医療制度改革関連法の成立等により、福祉医療制度を取り巻く状況も変化をしている中で、更なる制度の検討が必要です。

■基本的な考え方

- 1 保険・年金制度の周知、啓発に努めるとともに、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために行われる医療制度改革に対応します。
- 2 生活困窮者が生活維持できるよう、生活保障制度を維持します。
- 3 福祉医療制度の充実と安定的かつ持続的な運用を行います。

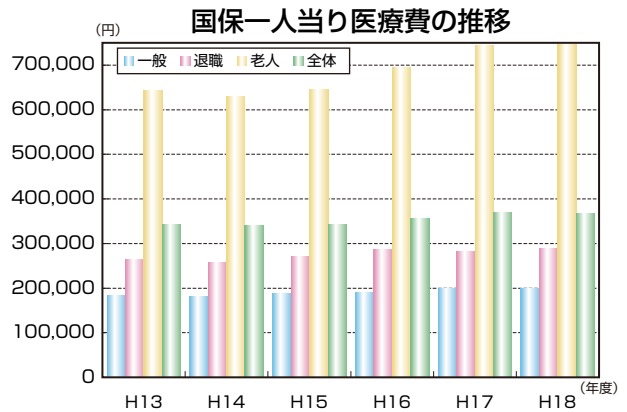
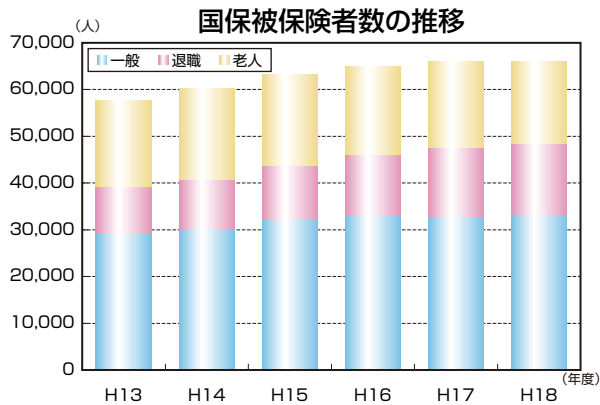
■施策体系

節	施策
社会保障制度を支える	①国民健康保険事業の充実
	②高齢者医療制度の充実
	③国民年金制度の推進
	④低所得者福祉の推進
	⑤福祉医療制度の充実

■施策の内容

①国民健康保険事業の充実

- 医療制度改革に対応した新制度の導入をスムーズに行い、安心して社会保障が受けられる体制を整えます。
- 40歳から74歳までを対象とした特定健診及び特定保健指導を実施するとともに、健康の保持増進のための保健事業の充実を図ります。
- 国民健康保険事業制度の周知や普及を図るとともに、国民健康保険税の収納環境を整備します。
- 医療費の適正化等により国民健康保険事業制度の適正な運用に努めます。



資料：国保年金課

② 高齢者医療制度の充実

- 後期高齢者医療制度の導入をスムーズに行い、安心して社会保障が受けられるようにするとともに、制度についての周知や普及を図ります。また、制度の適正な運用にも努めます。

③ 国民年金制度の推進

- 市民の適切な年金受給権の確保を促進するとともに、年金制度の普及・啓発を図り、未加入者の減少に努めます。

④ 低所得者福祉の推進

- 社会保障制度の最後のセーフティネットである生活保護制度を適正に実施するとともに、自立支援プログラムの実施により、被保護者の自立の助長を図ります。

⑤ 福祉医療制度の充実

- 福祉医療制度にかかわる課題を的確に把握し、市民要望に沿った福祉医療制度の充実を図ります。

第6節 ともに支え合う地域福祉の推進を図る

■現状と課題

- 1 現代社会は、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化しています。このため、高齢者、障害者など生活上の支援を要する人々は厳しい状況におかれています。また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。
- 2 社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神です。また、安心と幸せを実現するためには、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、ともに支え合い、助け合うという、ともに生きるまちづくりの精神がはぐくまれ、生かされることが必要不可欠です。
- 3 高齢者や障害者が地域でともに生活するために、地域に根ざした福祉活動の必要性がますます高まっています。また、地域福祉の推進に当たり、福祉団体やボランティアの果たす役割は大きくなってきています。今後、ボランティア活動に関する情報の提供や啓発活動などを通じて、市民だれもがボランティア活動に参加できる環境づくりが必要です。

■基本的な考え方

- 1 だれもが安心して生活することのできる地域社会づくりを目指し策定された「地域福祉計画」に基づく地域福祉を推進します。

■施策体系

節	施策
ともに支え合う地域福祉の推進を図る	①地域福祉計画に基づく地域福祉の推進
	②民間関係機関・団体の育成と連携強化
	③ボランティアの育成

■施策の内容

①地域福祉計画に基づく地域福祉の推進

○地域福祉計画に基づき、住民の参加や協働による地域に根ざした福祉活動を推進します。また、策定された地域福祉計画について、地域住民、福祉関係事業者等の意見を反映させ、見直しを行います。見直しに当たっては、社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画との調整を図ります。

②民間関係機関・団体の育成と連携強化

- 社会福祉協議会などの民間関係機関が市民の福祉向上のため必要なサービスの供給を行えるよう、その自主性を尊重しながら連携を強化します。
- 社会福祉協議会の実施する地域ふれあい事業などを通じて、地域福祉の推進のための組織や人材の育成を図ります。

○要援護者と福祉サービスを結ぶ最初の窓口である民生・児童委員に対して、研修の充実や積極的な情報提供を図り、福祉サービス全般の知識の向上を図ります。また、民生・児童委員や自治会などと協力して、災害時要援護者のマップの作成について研究を行います。

③ ボランティアの育成

○ボランティアに関する情報提供や啓発活動などを通じて、市民だれもがボランティア活動に参加できる環境づくりに努めます。また、ボランティアの参加体制について研究するとともに、ボランティアコーディネーターの育成を図ります。



ふれあい福祉農園事業